

# 福生市教育委員会会議録

平成28年第3回定例会

- 1 開催年月日 平成28年3月25日（金）
- 2 開始時刻 午後3時00分
- 3 終了時刻 午後5時15分
- 4 場 所 第二棟4階 第2委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋  
教育長職務代理者 渡 辺 浩 行  
委 員 平 野 裕 子  
委 員 徳 永 喜 昭  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教育部長兼生涯学習推進課長 天 野 幸 次  
参事兼教育指導課長 石 田 周  
教育総務課長 町 田 和 子  
教育支援課長 野 崎 昌 利  
学校給食課長 村 野 和 彦  
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭  
公民館長 高 橋 邦 彦  
図書館長 柿 田 芳 久  
主 幹 長 谷 川 智 也  
主 幹 林 宣 之  
指 導 主 事 森 保 亮  
指 導 主 事 鈴 木 輝
- 8 傍聴人 1名

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第22号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第23号 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- 日程第 5 議案第24号 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について
- 日程第 6 議案第25号 福生市教育委員会事務局後援名義使用承認事務取扱要綱の一部改正について
- 日程第 7 議案第26号 福生市教育委員会職員の人事考課に関する規程の一部改正について
- 日程第 8 議案第27号 福生市教育委員会表彰規程の一部改正について
- 日程第 9 議案第28号 福生市立学校通学区域等に関する規則の一部改正について
- 日程第10 議案第29号 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第11 議案第30号 福生市学校給食センター処務規則等の一部改正について
- 日程第12 議案第31号 福生市入学資金融資条例施行規則の一部改正について
- 日程第13 議案第32号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第14 議案第33号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第15 議案第34号 福生市日本語学級通級事務取扱要綱の一部改正について
- 日程第16 議案第35号 福生市地域会館処務規程の一部改正について
- 日程第17 議案第36号 口座振替データ伝送化導入に係る電子計算組織の通信回線による結合における学校給食費の追加について（諮問）
- 日程第18 議案第37号 学校歯科医の委嘱について
- 日程第19 議案第38号 福生市社会教育委員の委嘱について
- 日程第20 議案第39号 ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱について
- 日程第21 議案第40号 福生市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第22 議案第41号 福生市立福生第四小学校の学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第23 議案第42号 福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正に係る臨時代理の決定について
- 日程第24 報告第8号 福生市英語教育推進計画の策定について
- 日程第25 報告第9号 福生市立学校の学力向上策の策定について
- 日程第26 報告第10号 平成27年度学校評価の報告について
- 日程第27 報告第11号 地域スポーツクラブ設立に向けた検討について

日程第28 その他報告事項

午後3時00分 開会

教 育 長 ただいまから平成28年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤孝子委員、坂本和良委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、天野教育部長より報告いたします。

教育部長兼生涯学習推進課長

それでは、教育長報告を申し上げます。私からは、学校教育を除く所管事務につきまして御報告をさせていただきます。2月の教育委員会定例会以降の各課の事務につきまして本日御配付いたしました資料に記載をさせていただきます。

まず、市全体的なことですが、3月1日から3月議会が始まりまして、1日から4日までの間で本会議、8日から11日までが予算審査特別委員会、15日から17日まで常任委員会が開催されまして、来週29日の火曜日が最終日となっております。本会議におきましては、一般質問が14名の議員からございまして、そのうち教育委員会に関係します一般質問は7件ございました。内容につきましては、4月の教育委員会定例会で御報告をさせていただきたいと思っております。

次に、教育総務課でございますが、3月12日でございますけれども、教育委員会表彰式を実施いたしました。教育委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございました。個人の表彰が32人、団体は7団体の表彰がございました。

学校給食課でございますけれども、3月16日と17日に、3学期の中学校ランチルームが終了しております。3月23日でございますけれども、小学校の3学期の給食が終了しております。

続いて、生涯学習推進課でございます。3月3日に青少年健全育成地区委員長会理事会、3月9日にはその全体会が開催されました。内容でございますが、5月22日に実施いたしますふっさ輝きフェスティバルについて協議をしております。郷土資料室におきましては、3月5日に郷土資料室講演会を開催し、3月19日には郷土資料室講座といたしまして、欄外にそ

の内容につきまして記載をさせていただいております。本日ですが、青少年海外派遣事業でお世話になっておりましたアメリカ合衆国シアトル市のノースシアトルコミュニティカレッジの学長が来日し、来庁されまして、先ほどまで市長と歓談をしておりました。その後、市内を案内してきたのですけれども、郷土資料室と茶室を案内しまして、非常に喜んでお帰りになりました。市長から青少年海外派遣事業につきましては、休止になったと申し上げたのですけれども、学長からは、また来れるときはいつでも来てくださいとお言葉をいただいております。

次はスポーツ推進課でございますが、3月13日に身障者スティックゴルフ大会が熊川地域体育館で、スポーツダンス協会発足20周年記念大会が福生地域体育館で開催されております。

公民館でございますけれども、3月5日に白梅まつり実行委員会がございまして、5月28日と5月29日に白梅まつりを実施することが決定しております。3月12日、13日の両日で平和パネル展、東京大空襲の展示を行っております。

最後に図書館でございますが、3月3日には三中ブックトークを中央図書館で行いまして、30名の生徒が参加しております。3月4日と10日に武蔵台図書館で一小ブックトークを実施いたしまして、それぞれ学年、クラスを分けて、2回実施いたしましたけれども、3月4日に76名の児童、3月10日につきましては98名の児童が参加しております。

私からは以上でございます。

参事兼教育指導課長

それでは、私からは学校教育関係に関する所管事務について4点御報告申し上げます。お手元の資料を御参照ください。

まず1点目、第7回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートについての報告でございます。平成28年3月12日土曜日、参加者500名を集めまして、今年も盛大に実施することができました。御参会いただいた委員の皆様方ありがとうございました。

2点目は、いじめを許さないまちふっさっ子宣言のポスター作成についてでございます。1月に実施したふっさっ子の学習発表会で宣言があったこのいじめを許さないまちふっさっ子宣言のポスターを、第二中学校2年の徳光まなみさんに揮毫していただきました。福生市教育委員会表彰を受賞しておりますが、第31回高円宮杯日本武道館書道大展示会の硬筆の部で、全国都道府県教育長協議会賞も受賞しているということで、徳光さん自身が書いてくださったものをポスターとして印刷しているところでござい

す。3月中に400枚できますので、全ての学級と特別教室、そして廊下等に掲示をしたいと思っております。また、でき上がりましたら、委員の先生方にもお届けしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

3点目でございます。各学校の状況ですが、都内の小学校に対する爆破予告の対応について報告いたします。これは、2月26日金曜日、午後3時34分に都内の小学校で圧力釜爆弾を爆破する旨の予告が東京都教育委員会のホームページに24日に書き込まれたということで、25日の朝、市にそのお知らせを受けまして、すぐに、25日のうちに全校の安全点検をお願いし、また私どもも見に行き、緊急安全点検を行いました。安全を確認したために、平常授業で大丈夫という判断をいたしまして、25日、26日ともに平常で授業を行いました。この対応については、市民から1件問い合わせがありまして、他区市町村の中には授業カット、あるいはその時間帯に校庭に避難というような対応をしているところがあるけれども、福生市はしないのですかという御質問でございました。これは、都指導部に確認をいたしまして、本件の予告自体が信憑性の点で疑いがあるというものだということを確認し、なおかつ東京都教育委員会からは、適切に判断をなさいという通知でございましたので、私どもとしては安全点検ができているということ踏まえて通常の授業をしたという御説明をしたところ、御理解をいただいた次第でございます。

続きまして、インフルエンザによる臨時休業措置についてでございます。2月の教育委員会定例会でも御報告いたしましたが、その後7学級ほど増えまして、延べ25学級の閉鎖となり、学級閉鎖が近年になく多い状況でございます。インフルエンザの届け出は延べ130名の欠席で、A型に罹患し、その後またB型に罹患したというお子さんもいらっしゃるということで、この人数になったということでございます。

続きまして、平成27年度学校評価及び平成28年度教育課程の受理についてでございますが、3月12日金曜日に全校が届け出を完了してございます。

4点目は、その他でございますが、3点ございまして、1点目は平成27年度卒業式でございます。先週、3月18日金曜日に3つの中学校全てで挙行いたしまして卒業生423人、本日、小学校全校7校で挙行いたしまして、卒業生447人ということでございます。御挨拶賜りまして、まことにありがとうございました。

また、2点目は予定でございます。平成28年度福生市立学校教職員辞令伝達式でございます。例年4月2日にやっていたのですが、例年と異な

りまして28年度は4月1日の午前10時半に、新規採用、転任、4級職昇任、そして必置主任、この全てを対象に一括して行う予定でございます。教育委員の皆様には御臨席賜りますようお願い申し上げます。

その日の午後2時から、今度は校長と管理職の辞令交付、校長会を臨時で行おうと思っております、この管理職の辞令伝達式にも恐縮ですが、御参加いただければ幸いに存じます。これはまだ案でございます、少し変わるかもしれませんが、会場は市役所第二棟の4階を会場として考えています。

最後でございますが、平成28年度入学式、小学校は4月6日水曜日に挙行予定で、新入生は399人でございます。中学校は4月7日木曜日挙行予定で、新入生386人を予定しております。

学校教育に関する所管事務は、以上でございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

平 野 委 員 部長にお伺いしたいのですけれども、今日、シアトルの大学の学長を福庵にお連れされたということなのですかけれども、お茶のお手前でおもてなしはされましたか。

教育部長兼生涯学習推進課長 福庵に参りまして、高橋館長に案内していただいたのですけれども、特に中に入ってお茶のお手前はございませんでした。外観を見ていただいて、雰囲気味わっていただきました。学長は非常に日本に興味を持っている方ですので、郷土資料室の展示もそうですけれども、福庵でも大変感激をされておりました。

平 野 委 員 お手前がなかったのは残念でしたね。では、次の機会にお願いします。参事にお伺いしたいのですけれども、先ほど市内の爆破予告の対応について緊急に対処していただいたのですけれども、その緊急安全点検は何人の方で行われたのですか。やはり10校回られたわけですね。

参事兼教育指導課長 これは、まず学校ごとに学校の教職員が行いました。私どもの学校は、セキュリティがしっかりしております、不在のときは会社がしっかり入っておりますので、外から破られたというようなことがないかと言えば、ないのですが、こういった情報が入ったので、そういった外観的なものとか、ある一定の大きさがあるものです。そういったものが教室等に置かれていないかとか、異物がないか、それらをまず学校が確認をしたところからでございます。その後、私どもが個別に必要なところを回ったという形で、

一斉に全ての学校を職員が回ったわけではございません。

平野委員 わかりました。福生には、このような爆破予告というのは初めてだったと思うのですが、この緊急安全点検に対してのマニュアルとかはあるのでしょうか。

参事兼教育指導課長 はい。学校危機管理マニュアルというものがございまして、これは東京都内一律に各学校に1冊ございます。ただ、今回のものについては、信憑性の部分で極めて疑義があるということを確認しております。なおかつ福生警察署とも連携をした上でのことですので、一般的には見回りをしたということで御理解いただければよろしいかと思えます。

平野委員 わかりました。ふっさっ子宣言のポスターのことですが、各学校等に配られるということでしたけれども、やはり一般市民の方にもぜひ知っていただきたいと思えますので、市の掲示版であったり、また町会の回覧等でやっていただきますと、多くの市民の方に周知していただき、また御協力いただけるのではないかなという感想を持ちました。

教育総務課長 ただいまのふっさっ子宣言につきましては、4月15日発行の教育広報で掲載をしたいと考えております。

平野委員 では、市内でのポスターというのはないのでしょうか。

参事兼教育指導課長 ポスターそのものについては、400枚印刷をいたしまして、学級数よりも余分に印刷しております。今、そういうお話をいただいたので、町会長協議会の皆様とも御相談させていただいて、可能な限り対応したいと思っております。

平野委員 ほかの市町村を訪ねましたとき、そういうものが結構目につくものですから、あったらいいのかなと思えました。今後御検討いただけたらと思います。

教育長 大きさが大きいので、縮小するなり何か手を加える必要があるかなという気はいたします。町会長の方々にもお伺いして判断したいと思っております。

ほかにごございますか。

加藤委員 重ねてで申しわけないのですが、爆破予告に対して市には1件のお問い合わせということでしたが、教育委員をお引き受けしているもので、私に訪ねてきた友人がおりまして、やはりお子さんをお持ちのお母さま方の中ではLINEとかそういうもので他市のお友達とのやりとりをして不安を感じていらした方もいらっしゃるよさだということだけ御報告させていただきます。



教 育 長 ほかにございますか。

徳 永 委 員 さらに重ねてしまいますが、私も加藤委員と似たような経験をしたのですけれども、マスコミ等で割と大きく話題になっていたことであつたので、どういう対応をされたかということをおの後も構いませんから、頂戴できるとありがたいなと思ひました。

教 育 長 申し訳ございません。今後早急に連絡をしたいと思います。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第22号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第3、議案第22号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、学校運営協議会の設置に伴い、指導係の事務分掌に学校運営協議会に係る事務処理を追加し、また課内庶務に関することを実務に合わせて教職員係から指導係に変更するほか、課長補佐の位置づけを見直し、係長職と同位の職とする規定の改正をするため、本議案を提出するものでございます。

新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思ひます。まず、第4条の職務でございますが、5の課長補佐についての職務を「特命事務を処理」とすると改正するものでございます。これは、東京都に準拠しております給料表においてこれまで主査、係長と課長補佐は別の職務級でございましたが、平成27年4月から統合したことにより、主査、係長と課長補佐職が同じ職務級となりました。このため課長補佐職の職務の見直しをするための改正となります。

また、第2条関係、別表第1になりますが、教育指導課の庶務担当係を指導係とするため、この位置を変更し、また第5条関係、別表第2では、同様に位置の変更と指導係の事務分掌に、第10号といたしまして、学校運営協議会に関することを追加し、以降の規定の号ずれと第12号に課内庶務に関することを追加するものでございます。

また、教職員係の規定では、第8号に規定のありました課内庶務に関することを削除いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第23号、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第4、議案第23号 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正につきまして、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由ですが、教育長に対する事務委任事項の除外規定に学校運営協議会委員とふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱についての追加、また、行政不服審査法の改正による用語の整理等をする必要があるため、本議案を提出するものでございます。

第2条の委任は、ここで規定されているものは教育長に委任できず、教育委員会の御決定を要する事項となります。このうち第12号の委員の委嘱の中に学校運営協議会委員の追加と、また本来規定しておくべきでございましたが、ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱については漏れがございましたので、ここで追加をするものでございます。この時期となり、大変申し訳ございません。この規定の追加とともに、委員の並びかえを行いました。また、昨年度に第3条の報告についての条文を追加いたしました。第4条の臨時代理の条文を、その際、「前条各号」から「第2号各号」と修正すべきでございましたがしておりませんでした。こちらもこの時期での改正となります。時期がずれてまして申しわけございません。

また、行政不服審査法の改正によります改正につきましては、様式の改正となります。今回の資料では様式は入れ込んでおりませんが、様式の中でその表現の文言整理をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

平 野 委 員 先ほど説明ありました委員の並びかえですけれども、この並びかえの理由というのは何かあるのですか。

教育総務課長 こちらの並び順でございますが、教育部組織の順といたしまして、その

組織が所管する委員の順とさせていただきます。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

平 野 委 員 はい。

教 育 長 ほかにございませんか。それでは、ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第24号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容説明をお願いします。

教育総務課長 日程第5、議案第24号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正につきまして、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。提案理由でございますが、1件100万円未満の収入の調定及び収入命令について、財政課長または企画財政部長の合議を不要とすることに伴い、規定の追加を行う必要があるため、本議案を提出するものでございます。

第6条、合議に国庫支出金及び都支出金を除く1件100万円未満の調定及び収入命令は財政課長、企画財政部長への合議は要しないとする規定を追加するもので、第1項の号は条ずれをするものでございます。この改正は、迅速な事務処理の観点から、合議は必要最小限にとどめるとするための改正でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。

坂 本 委 員 この100万未満の調定及び収入命令というのを除くとどのぐらい件数は少なくなるのですか。そんなに影響はないということですか。

教育総務課長 大変申し訳ありません、こちらにつきましては、件数の把握ができておりませんが、この規定を入れることによりまして、国庫支出金、都支出金につきましては、合議が必要となりますが、それ以外の、例えば使用料ですとか、雑入金、そのような歳入につきましては、各所管で使用料でございますので、大分事務の簡略化が図れるかと考えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

坂本委員 はい。

教育長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第25号、福生市教育委員会事務局後援名義使用承認事務取扱要綱の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第6、議案第25号、福生市教育委員会事務局後援名義使用承認事務取扱要綱の一部改正につきまして、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、後援名義使用を承認する案件を明確にし、事業終了後の報告書等の提出を義務づけるとともに規定の追加等を行う必要があるため、本議案を提出するものでございます。

22ページの新旧対照表をお願いいたします。第4条の承認の要件の第1号でございますが、現行では「名義使用にふさわしい事業」と規定しておりましたが、明確な表現ではないため、委員会の「教育目標、教育方針及び施策に反しないもの」であることとし、また第8条に報告書の提出書の規定を追加し、事業の終了後に後援名義使用完了報告書と事業収支決算書を提出していただくことといたしました。また、この8条を追加したことによりまして、以降の条ずれが起こるものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第26号、福生市教育委員会職員の人事考課に関する規程の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の

説明をお願いします。

教育総務課長 日程第7、議案第26号、福生市教育委員会職員の人事考課に関する規程の一部改正について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方公務員法の改正による引用の条ずれの修正、用語の整理を行うため、本議案を提出するものでございます。

26ページの新旧対照表をお願いいたします。こちらの第1条の目的の規程条文中、現行の地方公務員法第40条第1項の勤務成績の評定の規定が削除となり、また新たに第23条の2第1項に人事評価の実施の規定が追加となりますため、これに合わせた修正と、また第2条は福生市職員の人事考課に関する規程を準用とする規定でございまして、この規程の第4条、被評価者の規程の文中、「一般職の常勤職員」としておりました規程を、「常勤の一般職に属する職員」と用語の整理を行うものでございます。この表現につきましては、他市の規程に用いられております表現を参考にいたしまして改正をするもので、特に内容が変わるものではございません。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第27号、福生市教育委員会表彰規程の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第8、議案第27号、福生市教育委員会表彰規程の一部改正について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由ですが、表彰の対象及び基準に連続表彰の制限を設けることに伴い、規定の追加等を行う必要があるため本議案を提出するものでございます。

30ページの新旧対照表をお願いいたします。第2条、表彰の対象及び基準に第2項としまして、「同一の功績及び表彰基準に基づく表彰は2回限りとする。ただし、団体の構成員の全部または一部が入れ替わっている場合は、この限りでない」とする規定を追加いたします。これは、1人の方で同一の功績で数回表彰されるケースが増えており、制限を設けていき

いと考えております。また、仮に2回、教育委員会表彰を受賞となりました功績よりも、さらに上位の成績や上位の大会に出場された場合などは表彰基準に「具体的な事案に応じ協議する」という規定がございますので、個別の事案ごとに協議をして対応してまいりたいと考えております。

また、第9条関係、別表第2は、審査会の委員の規定ですが、平成27年4月で組織改正があり、教育支援課長を入れるべきところでしたが、その時点で追加ができておりませんでしたので、ここで追加をするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 団体の場合、構成員の一部が入れ替わっている場合はこの限りではないという表現なのですけれども、この一部というのは割合は今後検討する材料になるのでしょうか。例えば過半数が入れ替わっているとか、20人が1チームであって1人だけが替わっても一部にはなると思うのですけれども、それでも表彰の対象になるかどうかというのは、今後も検討していくことになるのでしょうか。

教育総務課長 一部が入れ替わっているものというところですが、例えば東京都の教育委員会児童・生徒等表彰の実施細目によりますと、児童・生徒等の過半数が入れ替わっている場合は連続表彰も考慮するというような規定がございますので、またこれに準じまして検討してまいりたいと考えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 はい。

教 育 長 そういった形で進めさせていただきます。

よろしいですか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決することといたします。

日程第9、議案第28号、福生市立学校通学区域等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いします。

教育支援課長 それでは、日程第9、議案第28号、福生市立学校通学区域等に関する規則の一部改正について、提案理由について御説明いたします。

町会合併に伴い、別表の記載を修正する必要があるため、本議案を提出するものです。この組織の改正に伴い、新旧対照表をご覧ください。別表中の加美第一、第二を加美に改めるものです。なお、この加美第一町会と加美第二町会の合併に伴い、通学区域に影響が生じる児童はいません。

以上、福生市立学校通学区域等に関する規則の一部改正についての御説明とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これはよろしいですね。

お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第29号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

主 幹 日程第10、議案第29号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、提案理由並びに内容について御説明いたします。

提案理由でございますが、平成28年4月に福生第四小学校をコミュニティ・スクールに指定するに当たりまして、福生市立学校学校運営協議会規則制定を行いました。その関連する事項につきまして、新たに福生市公立学校管理運営に関する規則に明記する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第10条の5、ここが学校運営協議会の定義になります。また、この学校運営協議会の定義に当たりまして、今まで第2節の2の学校評価の中で学校評議員という用語が使われていたにも関わらず、学校評議員の定義がなされておりましたので、併せて第10条の4として、学校評議員の定義を併せて行うものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

これまで学校評議員の規定は入れていなかったというのもございますので、ここで一緒にきちんと規定をさせていただきたいということでございますが、よろしいでしょうか。

徳 永 委 員 「福生市公立学校」という表現を「福生市立学校」に統一しようとした

のではなかったのですか。

参事兼教育指導課長

委員御指摘のとおり、公立学校と市立学校というのが混在しているということで、順次、統一を図っているところでございます。今般この改正だけではなくて、多くの文書審議が行われる必要があり、順次ということですので、こちらの場合は、公立学校のままやらせていただいて、来年度以降改定していきたいと思っております。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

教 育 長

よろしいでしょうか。それでは、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第30号、福生市学校給食センター処務規則等の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長

日程第11、議案第30号、福生市学校給食センター処務規則等の一部改正につきまして、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、福生市学校給食センター、福生市公民館、福生市立図書館、福生市体育館において、所長補佐及び館長補佐の位置づけを見直し、係長職と同位の職とする規定に改正をしたいため、本議案を提出するものでございます。

まず、御説明をさせていただきたいと存じますが、同一の理由で各規則等を改正する場合の方法といたしまして、福生市学校給食センター処務規則等の一部を改正する規則を制定いたします。その第1条では福生市学校給食センター処務規則、第2条では福生市公民館処務規則、第3条では福生市立図書館処務規則、第4条では福生市体育館処務規則のそれぞれの名称が異なりますが、「所長の職務を補佐」を「特命事務を処理」と改正をするものでございます。また、こちらの改正の理由等につきましては、議案第22号で説明させていただきました内容と同様でございます。

あわせて、各処務規則につきまして、現行の「館長の職務を補佐」から改正案では「特命事務を処理する」というような内容の改正変更を行うものでございます。

説明は以上でございます。



教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。  
よろしいでしょうか。課長補佐職の職務について統一する規則改正を一度にやっってしまうということでございますけれども、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第31号、福生市入学資金融資条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第12、議案第31号、福生市入学資金融資条例施行規則の一部改正につきまして提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由ですが、融資あっせんの要件になる市税の納税について、全市税に変更するため本議案を提出するものでございます。

新旧対照表で御説明させていただきます。第3条の融資あっせんの申し込み手続で、提出いただく書類の市税の納税証明書についてこれまで括弧書きで税目を記載しておりましたが、改正後は地方税法に規定する市税に係る納税証明書と改正をするものです。これは、市役所各部署での対応を統一いたしまして、市税とは地方税法に規定する市税とし、全ての税金の納税について公平性の観点から確認するため改正をするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。

平 野 委 員 市税の規定に関しての変更の説明がありましたけれども、別記様式第2、を見ますと金融機関であるとか、異議申し立てであるとか、60日とか6カ月とか、このあたりも改めると記載されておりますけれども、この「60日」を「3カ月」に改めるというのは、通常は60日を月に直しますと2カ月ですけれども、これが3カ月に改めている理由がわからないので御説明いただけますか。

教育総務課長 説明が漏れておりまして、大変申し訳ございません。この別記様式の部分でございますが、文言の修正がまずございまして、平仮名表記を漢字に、また、「金融機関」というところをその前に句読点をつける、また、「異議申し立て」を「審査請求」に、「60日」を「3カ月」に、「6箇月」を

「6か月」と改めるものでございます。こちらの改正につきましては、行政不服審査法の改正によりまして、これに合わせて改正をするものでございます。あとは、用語の整理によるものでございます。

教 育 長 申し訳ございません、別記様式をつけておりませんので。わかりにくかったと思いますが、行政不服審査法の改正に合わせて行っております。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第32号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。教育支援課長より内容説明をお願いします。

教育支援課長 それでは、日程第13、議案第32号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、改正理由について御説明申し上げます。

国において学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とし、新たな学校の種類として義務教育学校が創設され、学校教育法等に追加されたことにより、福生市就学援助費支給事業実施要綱に義務教育学校等を追加させていただくため、要綱の一部を改正するものです。また、既に学校教育法等に追加をされております中等教育学校についても、併せて追加させていただくものです。

新旧対照表をご覧ください。ここでは要綱第3条、第4条第2項ただし書き中「又は中学校」を、「、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程」に改めるものでございます。

次に、別表第1、修学旅行費の項、支給額の欄中、「中学校」を「中学生」に、「小学校」を「小学生」に、用語を整理するものです。

次に、「福生市公立学校通学区域等に関する規則」を、「福生市立学校通学区域等に関する規則」に改めるものです。

次に、同表中、「小学生」の次に「(義務教育学校前期課程を含む。)」を加え、「中学生」の次に「(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)」を加えるものです。

説明は、以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

何かございますか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第33号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いします。

教育支援課長 それでは、日程第14、議案第33号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について、改正理由について御説明申し上げます。

この要綱の一部改正につきましても、先ほどの福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正の理由と同じです。新旧対照表をご覧ください。第1条及び第4条第2項、ただし書きに「又は中学校」を、「、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程」に改めるものです。

別表第1、修学旅行費の項、支給額欄中、「中学校」を「中学生」に、「小学校」を「小学生」に用語の整理を行うものです。

「福生市公立学校通学区域等に関する規則」を、「福生市立学校通学区域等に関する規則」に規則名の修正を行うものです。

同表中、「小学生」の次に「(義務教育学校前期課程を含む。)」を、それから「中学生」の次に「(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)」を加えるものです。

以上、説明とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

先ほどと同等ですが、よろしいですか。

お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第34号、福生市日本語学級通級事務取扱要綱の一部改正についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いします。

教育支援課長　それでは、日程第15、議案第34号、福生市日本語学級通級事務取扱要綱の一部改正につきまして、改正理由等について御説明申し上げます。

平成28年4月に、福生第二中学校に日本語学級が設置開級されることに伴い、いままでは市内小学校の児童を対象とした要綱でありましたが、小学校並びに中学校の日本語学級に併せて適用可能とした要綱とするため、文言の追加を行い、整理するものです。

新旧対照表をご覧ください。ここでは、第2条中、「児童」の次に「又は生徒」を加え、同条第1号中「福生市立小学校」を「福生市立学校」に、第3条第1項中「児童」の次に「又は生徒」を加え、第4条第1項中「児童」の次に「又は生徒」を加え、同条第2項中「福生市日本語学級入級相談児童調査票」を「福生市日本語学級入級相談調査票」に改めるものです。それから、第8条第1項中「児童」の次に「又は生徒」を加えるものです。

以上説明とさせていただきます。

教　育　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これもよろしいでしょう。

お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教　育　長　異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第35号、福生市地域会館処務規程の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長　日程第16、議案第35号、福生市地域会館処務規程の一部改正につきまして、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由ですが、議案第30号でも御説明させていただきましたが、館長補佐の位置づけを見直し、係長職と同位の職とする規定に改正をしたいため、本議案を提出するものでございます。

先ほど御説明させていただきました同様の改正理由での改正の方法となりますが、こちらは先ほどの規則ではなく、処務規程の改正となりますため、別に福生市耀き市民サポートセンター処務規程等の一部を改正する訓令を制定し、このうち教育委員会に関係いたしますのは第2条の福生市地域会館処務規程となります。

この地域会館処務規程の第3条、職員及び職務の規程で第4項の館長補佐の職務を、「館長の職務を補佐」するから「特命事務を処理」と規

定をするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、議案第36号、口座振替データ伝送化導入に係る電子計算組織の通信回線による結合における学校給食費の追加について(諮問)を議題といたします。学校給食課長より内容の説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、議案第36号、口座振替データ伝送化導入に係る電子計算組織の通信回線による結合における学校給食費の追加について(諮問)の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、平成28年度に全庁的に開始する市税等徴収金の口座振替データの通信回線による伝送化に、学校給食費を追加するに当たり、口座振替データの個人情報の取り扱いについて個人情報保護審議会に諮問いたしたいので、本案を提出するものでございます。

こちらは、福生市個人情報保護審議会への諮問文の案でございます。

1の背景及び目的でございますが、学校給食費は原則として口座振替により徴収しております。現状はフロッピーディスクにより各金融機関との口座振替処理を行っております。しかしながら、フロッピーディスクやその周辺機器につきましては、既に製造を終了しております。破損した場合など振替日に引き落としができない等のおそれがございます。また、今後金融機関によっては、フロッピーディスクの取り扱いを終了する可能性もございます。代替の記録媒体として、MOやDVD等が考えられますが、フロッピーディスク同様、紛失、盗難により個人情報の漏えいの危険性が伴うこととなります。これらを踏まえ、電子計算組織の通信回線に結合し、データを伝送化し、口座振替を実施することが安全面などで有効であると考えるところでございます。

市税等徴収金につきましては、口座振替データの伝送化に向け、平成28年2月25日の個人情報保護審議会に諮問し、答申を得ているところでございます。費用面も考慮いたしまして、この市税等徴収金の口座振替デー

タ伝送化導入に学校給食費を追加したいと考えております。

続きまして、2のシステムの概要でございます。口座振替データの伝送の流れは、まず学校給食費管理システムから口座振替データをLGWANという総合行政ネットワークに添付いたしまして、伝送業者に送信いたします。データを受け取った伝送業者は、電話回線にて各金融機関へ送信し、口座振替が行われます。結果のデータにつきましては、送信とは逆のルートとなります。

続きまして、3の効果でございます。(1)の安定したデータの授受につきましては、記録媒体を使用いたしませんので、紛失、盗難等のおそれなくなります。また、LGWAN回線はインターネット回線に比べ機密性が高く、安定したセキュリティーが確保されます。(2)といたしまして、データの迅速な取得でございますが、伝送化いたしますと時間の短縮が図られます。

4の授受される個人情報につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5の個人情報の保護措置でございます。まず、(1)の通信回線につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、行政専用のネットワークであるLGWANを使用いたします。LGWANはインターネットから切り離されたネットワークでございます。通信の安全性及び高度なセキュリティーを確保する通信基盤でございます。

(2)の通信の暗号化につきましては、暗号化により通信におけるなりすましや盗聴などを防止いたします。

次に、(3)のシステム利用の認証でございますが、自治体コード、ユーザーID及びパスワードによる認証を用いることで、使用者を制限いたします。

次に、(4)のデータの取り込みでございますが、データの流出を防止するため、学校給食費管理システムとLGWAN回線の結合を行いませんので、情報システム課より使用許可を得たUSBメモリによるデータの取り込みとなります。

続きまして、(5)のサーバーの管理でございます。こちらは、伝送業者において実施するもので、アの物理的な対策、イの技術的な対策とも各委託事業者に厳守させます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、市税等徴収金に合わせて口座振替伝送化の通常稼働を平成28年10月振替分から予定してございます。なお、85ページは、本システムの概要図でございます。先ほど説明いた

しました2のシステム概要を図であらわしたものでございます。参考にご覧いただければと存じます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。  
いかがでございましょうか。こういった内容で個人情報保護審議会に諮問いたしますけれども、よろしいでしょうか。

よろしいですか。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第18、議案第37号、学校歯科医の委嘱についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いします。

教育支援課長 日程第18、議案第37号、学校歯科医の委嘱について、御説明申し上げます。

この学校歯科医は、学校保健安全法第23条第3項に基づき学校歯科医を委嘱するものでございます。今回、西多摩歯科医師会に平成28年度の学校歯科医の推薦をお願いしたところ、蛭名勝彦歯科医師にかわり、今里章歯科医師を推薦していただいたことによるものです。この推薦を受け、今里章歯科医師を蛭名勝彦歯科医師の後任とし、福生第三小学校の学校歯科医として委嘱させていただくものです。

なお、蛭名歯科医師は、昭和63年10月から平成28年3月までの27年間学校歯科医としてお務めいただきました。今後、感謝状と記念品を贈呈する予定です。

以上、説明とさせていただきます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。何か質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第19、議案第38号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。教育部長より内容の説明をお願いします。

それでは、日程第19、議案第38号、福生市社会教育委員の委嘱について御説明申し上げます。

本議案でございますけれども、社会教育委員の委嘱につきまして、福生市社会教育委員の設置に関する条例第5条の規定に基づき、次の者を社会教育委員として委嘱しようとするものでございます。同条例によりまして、委員の定数が10人、任期は2年と規定されておりました、現在の社会教育委員の任期は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとなっておりますが、平成27年12月に社会教育委員の会議の議長を務められておりました委員が病気のためお亡くなりになりました、現在1名欠員の状態となっております。後任の方につきまして、福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、亡くなられた委員と同じく社会教育関係者1名を委嘱候補者とするものでございまして、候補者につきましては、亡くなられた委員を推薦していただきましたボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会に推薦を依頼してまいりましたところ、記載のとおり、安藤文代氏が推薦されましたので、候補者とするものでございます。

なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間となります。

説明は以上でございますけれども、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第20、議案第39号、ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱についてを議題といたします。教育部長より内容の説明をお願いします。

それでは、日程第20、議案第39号、ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱について説明を申し上げます。

本議案でございますけれども、ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱につきまして、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱第10条の規定に基づきまして、次の者をふっさっ子の広場事業機構会議委員として委嘱しよ



うとするものでございます。同要綱によりまして、委員の定数は12名以内と規定されており、任期は2年間で現在の委員は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間の任期となっております。会議の構成員のうち学識経験者の枠につきましては4名以内と規定されておりますが、現在2名の委員となっております、2名が欠員の状態となっております。今回、委員に委嘱いたそうとする候補者につきましては、1名の委員が御意向により退任となり、後任として新たに1名を委嘱し、さらに欠員を解消いたすために2名を委嘱しようとするものでございます。委嘱いたそうとする候補者につきましては、記載のとおり、現福生市教育委員会委員でございます徳永喜昭氏、現福生市学校支援コーディネーターの山崎源太氏、現福生市青少年育成地区委員長会会長の大石明生氏の3氏でございます。

なお、任期につきましては、2年間の任期の中間となりますので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間となります。

説明は以上でございますが、原案のとおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第21、議案第40号、福生市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。スポーツ推進課長より内容説明をお願いします。

スポーツ推進課長 日程第21、議案第40号、福生市スポーツ推進委員の委嘱につきまして説明させていただきます。

本議案でございますが、福生市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、福生市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、次の者を福生市スポーツ推進委員に委嘱したいため本議案を提出するものでございます。

なお、任期は現在の委員の任期が平成28年3月31日をもちまして任期満了となりますことから、新たに平成28年4月1日から平成30年3月31日の2年といたそうするものでございます。

次に内容でございますが、定数は12名でございますが、1名欠員で11名

となっております。新たに委嘱いたしますのは、飯田忍氏、小口健作氏、相羽則男氏、沖山健司氏、沖山裕子氏、森田育美氏、高山茂氏、石川仁美氏、森田麻利衣氏、篠田直氏の10名が再任でございまして、次の天野涼夢氏は新任でございます。以上、11名の者を委嘱いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第22、議案第41号、福生市立福生第四小学校の学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

主 幹 日程第22、議案第41号、福生市立福生第四小学校の学校運営協議会委員の委嘱について御説明をいたします。

福生市立学校学校運営協議会規則第5条の規定に基づきまして、次の者を福生市立福生第四小学校学校運営協議会委員に委嘱したいため、本議案を提出いたします。

こちらは、福生第四小学校の校長の推薦に基づきまして、協議会規則に10名以内ということでしたので10名推薦をいただいております。この10名につきましては、既にこの1年間、福生第四小学校のコミュニティ・スクール準備委員会の委員として、御協議をいただいた方に引き続きお願いしている形でございます。任期につきましては、規則上1年間ということになっておりますので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までということになってございます。原案のとおり可決いただきますようお願いいたします。

以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡 辺 委 員 ちなみこの第四小学校は幾つの町会にまたがっているのですか。お聞かせ願えますか。

教 育 長 暫時休憩いたします。  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

教 育 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
教育総務課長 第四小学校の町会につきましては、4町会ございまして、加美第一町会、加美第二町会、長沢町会、それから永田町会でございます。

渡 辺 委 員 ありがとうございます。町会長の方がお一人いらっしゃいますが、この4つの町会の代表でいるということで理解すればよろしいのですか。

主 幹 そのように理解していただいて大丈夫だと思います。

渡 辺 委 員 そうですか。この皆さんの御住所を見ると、四小の周りの方が多いうのが非常によくわかります。私は常々思っているのですけれども、この学校運営協議会というのは、やはり、地域の皆さんに本気になってもらわなくては困ります。しかも、これは新たな制度のスタートでございますので、前々から言っているように、学区に町会が4町会あるなら各4町会の代表の方に来ていただくのが一番よかったのかなと僕は思いました。

この学校運営協議会という名称でございますが、先ほども29号議案でも出ましたけれども、「学校運営協議会」の後に括弧して(コミュニティ・スクール)という文言を入れることはできないのですか。なぜかという、やはり学校地域支援組織ですとか、学校評議員ですとかいろいろありますよね。ですから、ぜひ括弧書きで、これはコミュニティ・スクールなんだということをわかりやすくあらわしたいと思ひまして、そんなことができるのであれば、お願いしたいと思っています。

参事兼教育指導課長 それでは、お答え申し上げます。学校運営協議会は法律で定められた用語でございまして、通称コミュニティ・スクールと言っております。ただ国もこの学校運営協議会と言わずに、コミュニティ・スクール委員会というような形でパンフレット等で周知を図っているところでございます。したがって、この会議の委員としては学校運営協議会委員ということでやらせてはいただくのですが、第四小学校では福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会という名称でこの学校運営協議会をスタートいたします。ですので、校内、あるいは校外ではこの学校運営協議会という名称よりも、四小コミュニティ・スクール委員会というのが正式な名称として、市民の皆様理解していただけるようになると思いますので、括弧で後ろにつけるよりも、コミュニティ・スクール委員会ということで皆さんにお知らせしていこうと思っております。

渡辺委員 はい。よろしくお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

平野委員 先ほどの町会長の案のことですけれども、御説明でこの欄は、町会長でよろしいですかとやりとりがあったと思うのですけれども、町会長として充て職でなっていたかというのではなくて、人物でなっていたかというのがやはり正しいのではないかなと思っております。いかがでしょうか。

主幹 学校運営協議会規則におきましては、その選出種別、要するに経歴等についての規定は特にございません。ですから、校長からの推薦につきましても、経歴、人間性を考慮して、適性や方向性などの意見をいただいているので、そのようにお考えいただければ結構だと思います。よろしくお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

平野委員 はい。

教育長 各委員につきましては、人物像で校長から推薦が出ております。先ほど渡辺委員の町会の代表も入れるべきではないかということがございますが、もしこれが今後4月1日付で違った場合、もう一回かけさせていただくことになるかもしれませんが、本日のところはこのとおり、決議をさせていただいてよろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決することといたします。

続きまして、日程第23、議案第42号、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。教育総務課長、内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第23、議案第42号、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正に係る臨時代理の決定について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由ですが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の規定

の改正をすることについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。

その理由でございますが、庁内における改正の手続が本日の定例会に間に合わず、また平成28年4月1日からの施行とさせていただきたいため、教育長が臨時代理により決定をすることについてお諮りするものでございます。

資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。こちらは第3条の教育委員会交際費の区分、種別等の別表の祝い金についてでございます。現行では支出金額は「原則として5,000円とし、1万円を限度とする。」、また、備考欄は「市から補助金等を受けている団体には支出しないものとする。」、を改正案では、「金額は、その都度決定する。」、「社会通念上妥当と認められる額の範囲内とする。」と改めるものです。交際費につきましては、市長交際費、市議会議長交際費がございしますが、支出の基準は現状の考え方としておりまして、ここでそれぞれの交際費について改正を考えています。この改正では、例えば全国大会等の大会に出場する場合などに、祝い金としての支出を想定しておりまして、具体的なケースにより交際費の支出については協議をしてみたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上、説明は終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。  
坂 本 委 員 現行だと補助金を受けている団体には支出しないことになっています。  
この規定は、なくなるということでしょうか。

教育総務課長 こちらはなくなることになるかと思えます。具体的なところでは、今、想定が難しいところではございますが、全国大会等に出場した場合、市長交際費か、または教育委員会交際費か、そこは今後、具体的な事案に応じて検討することになるかと思えますが、交渉していきたいと考えております。

教 育 長 何か質疑等ございますか。よろしいですか。  
それでは、ないようでしたら質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第42号は教育長が臨時代理を行うことに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第42号は教育長が臨時代理を行うことに可決することといたします。

次に、日程第24、報告第8号、福生市英語教育推進計画の策定について

を議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

主 幹 日程第24、報告第8号、福生市英語教育推進計画の策定について御報告をいたします。

福生市英語教育推進計画、英語名をPLAN FOR 2020となっておりますが、こちらの策定の目的でございますが、福生の子どもに自信と誇りを持たせ、グローバル化する社会においても積極的に人とコミュニケーションが図れる資質能力を育成する英語教育を展開することでございます。実施期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しています。本年度実施してまいりましたプログレス5を基盤に策定したものでございます。英語教育推進計画は、3章と資料編から構成されてございます。第1章は、英語教育推進の背景、第2章は英語教育推進計画、第3章は本市における英語教育の今後、そして資料編でございます。

第2章の英語教育推進計画が計画の中心になります。英語教育推進計画は、6つの柱から成ってございます。1番目は、組織的な英語教育推進体制の確立ということで、現在各小・中学校から英語教育担当の先生に1名出てください構成しております英語教育推進委員会を常設するなどの規定をしております。

そして、2番目の柱、小・中学校英語教育担当教員の指導力向上。こちらは、英語教育担当教員に対する悉皆研修の実施などを規定してございます。

3番目の柱、ALTを活用した英語教育の展開につきましては、中学校へのALTの常駐配置と小学校へのALTの巡回指導について規定してございます。

4番目の柱、日本英語検定協会との連携につきましては、「英検福生モデル」による英検の公費による受験、そして学習教材の活用について規定してございます。

5番目の柱、義務教育期英語教育の本市における展開につきましては、「福生市立小学校英語教育年間指導計画」を策定いたしました。こちらを活用して、小学校の英語教育を展開していき、それに伴って、中学校との連携、中学校の英語教育の見直しを図っていくことが規定されてございます。

6番目の柱といたしましては、学校環境の英語化ということで、現在学校環境の英語化、校内の掲示物等を進めていただいておりますが、それをさらに一層充実していくとともに、ソフト面として校内で英語が自然に出て

くるような環境づくりをしていくことが規定されてございます。

以上、報告とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 福生の特色として、英語に力を入れるというのは非常にいい取組だと思います。都内の中でもかなり早い段階から、要するに小学校の1年生頃から英語に親しむ機会を積極的に取り入れている地区もあるのですが、その中で危惧されている意見として、余り早くから英語漬けにしていくと、中学校に入るときに英語嫌いをつくってしまうことにならないのかというような声も中にはあるのです。本市のPLAN FOR 2020の場合は、そういったことに対してどのような対応をとる予定でしょうか。

主 幹 御質問ありがとうございます。主として5番目の柱、義務教育期英語教育の本市における展開の部分に相当するところでございます。こちらの冊子の目次の次のページをお開きいただきたいのですが、小学校への導入につきましては、一番最初に、ALTと一緒に先生も児童もたくさん英語を使いますとありますが、1、2年生では英語との出会いを大切にしますというところからスタートします。そして、3、4年生では聞く、話す、そして5、6年生で今度は文字というふうに段階を追って指導していくということです。特にその時数も1年生では5時間、2年生では10時間と非常に限られた時間になっています。まず、その英語との楽しい出会いを小学校において大切にしてもらって、英語教育の推進計画、年間指導計画を策定いたしました。必ずしもこのとおりにやってくださいというような指導をしていくつもりはありません。これを基準に考えていただいて、その子どもたちの実態に合わせて、負担の状況を鑑みながら、推進していただき、指導してまいる予定でございます。

以上です。

坂 本 委 員 計画についてわかりましたので、ぜひ現場の先生方に、子どもたちが英語を嫌いにならないように楽しく学ばせるような指導をぜひお願いしたいと伝えていただきたいと思います。

主 幹 はい、わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 いずれ、また英語教育推進委員会でそういう話をしてください。

主 幹 本市は現在の段階で東京都教育委員会の英語教育推進リーダーの指定を2名いただいております。その英語教育推進リーダーを活用しながら、楽しみながら身につけていく、少なくともその英語嫌いをつくるような、

そういうことがない授業を展開していけるように、私ももちろん中心になって関わりながら指導を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

徳 永 委 員 関連しますが、小学校の先生方の研修で、聞くところによると、英語が嫌いだから、中学校の先生にならないで、小学校の先生になったという人も随分多いみたいなので、そういった御指導もよろしくお願ひしたいと思います。

教 育 長 ほかにございますか。

28年度4月から1、2年生、3、4年生で、国や都に先駆けて行う部分がありますので、ぜひ教育委員の皆様にも1、2年生、3、4年生の英語活動の時間の視察等を行っていただきたいと思います。その上で、また御意見等をお伺いするということでよろしいでしょうか。計画としてはこのように策定をいたしたという報告でございます。よろしいですか。

お諮りいたします。報告第8号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、報告第8号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第25、報告第9号、福生市立学校の学力向上策の策定についてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いいたします。

指 導 主 事 それでは、日程第25、報告第9号、福生市立学校の学力向上策の策定について説明を申し上げます。

説明用にまとめました概要図をご覧ください。本資料につきましては、こちらの概要図をもとに御説明いたします。今回策定いたしました福生市立学校の学力向上策は、平成25、26年度に開催されましたふっさっ子未来会議において未来提言を受けまして、教育指導課において実施してまいりました学力向上のためのさまざまな施策について、その成果や課題、現在取り組んでおります東京都の研究委託事業、学力ステップアップ推進地域指定事業から見てきた事業改善の方策まで、学力向上のための取組を総合的にまとめたものでございます。1度まとめましたものを本市の各学校の代表委員が組織する学力向上推進委員会や校長会において内容を検証し、策定いたしました。

内容は、5つの章と資料編で構成されております。第1章では学力向上



を目標に取り組んできた経過とその背景について、根拠となる数字を示しながら記述しております。

第2章は、全国や東京都が実施している学力調査の分析結果から、その成果と課題についてまとめております。内容は教科だけでなく、日常生活や児童・生徒の学習の実態にも触れ、本市の現状をお示しさせていただきました。

第3章は、本書で特に重点を置いている章でございます。学力向上は、教員の授業改善が極めて重要です。それを恒常的な授業改善策としてまとめました。教員の授業改善は、一学級担任や教科担任だけで改善できるものではございません。校長のリーダーシップによる組織的な取組により実行できるものとして記述しております。

第4章は、学校の取組、教育委員会はどのように支援していくのかをまとめさせていただきました。

第5章は、現在の国の動向について示しております。次期学習指導要領の改訂が目前に迫り、昨年文部科学省が学習指導要領改訂に向けた教育課程企画特別部会論点整理を公表し、マスコミ等でもさまざまな場面で取り上げられております。本市の学力向上策もそれを踏まえ検討してまいりました。

以上が内容の概要でございますが、本学力向上策は作成することが目的ではございません。今回、本書は主に教育委員会が策定いたしました。これを土台に、平成28年度は授業力が高い教員で組織した学力向上推進委員会により、さらに練り上げ、実効性が高いものに改訂していく予定でございます。

なお、お手元でございますが、こちらの資料として体裁を整えるために、これから印刷業者にて編集、製本を行う予定でございます。完成品ができ上がりましたら、改めて委員の皆様にお示しさせていただきます。

報告は以上でございます。

教 育 長 以上、内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特にこの1、2年、さまざまに学力に関する国や都の調査についての分析は、その都度御報告を申し上げ、データを提示しておりますが、そういったのも全てこういった形でまとめ、さらにはそれ以前の本市の状況、取り組んできた経緯等を踏まえて構成させていただいていまして、また、さらに進化をしていかなければならない、そういう資料

でございます。やっとうこういう土台ができたということでございます。

これはどの範囲まで製本して配る予定ですか。

指導主事 市内の全教員を対象としておりまして、そのほか関係の方々にも御配付する予定でございます。

教育長 何かございますか。また、お気づきになられた時点で御意見等お寄せいただいて、御指導いただければと存じます。また、28年度以降非常に大きな柱になっていく部分でございますので、ぜひ御関心を持っていただきたいと思います、そう思っております。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、報告第9号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第26、報告第10号、平成27年度学校評価の報告についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、日程第26、報告第10号、平成27年度学校評価の報告について、別冊で平成27年度福生市立学校学校評価、平成28年3月現在のもを御用意しておりますので、目次で御説明させていただきます。

こちらは、福生第一小学校から福生第三中学校まで学校評価書、学校評価総括表、そして学校評価計画、学校自己評価シートという3つの書類から成っておりますのでございます。学校ごとにページの枚数等は異なるわけですが、教育部で示したフォーマットに従って学校が工夫をしてくるきております。第一小学校を例に御説明を申し上げます。

お開きいただきまして1ページでございます。これが平成27年度学校評価書でございます、いわゆる学校評価と言われたら、こちらの書類になります。項目については、今年度の学校の重点的な取組を校長がみずから総括的にまとめているものでございます。

2ページをご覧くださいますと、学校評価の根幹をなすものは自己評価でございます、校長を初めとした教職員が自己評価をどのようにしていったかということ、そして、自己評価に対する改善策の提示、こちらについては、28年度に向けての改善策ということになります。そして、4番目に学校関係者評価の総括となっております、こちらは学校評議員制度を本市は敷いておりますので、その学校評議員の先生方、委員の方に1学

期、2学期、3学期の3回にわたって学校関係者評価を御提示していただいてわけですが、その総括がまとめられているものでございます。

そして、4ページをご覧いただきますと、5として学校関係者評価に対する改善策がございまして、それらを全て踏まえた上で、5ページでございまして、6番目として総括的な学校評価をまとめているところでございます。

次に、6ページをご覧いただきますと、一連のこの学校評価が非常に多岐にわたって長い、分量もある学校が多いので、こちらの第一小学校については、学校評価書の総括表をつくっております。今、申し上げた学校自己評価総括、改善策、学校関係者評価、総括、改善策、そして総括評価という、このような5つの項目で1枚のページでまとめられております。

そして、最後でございますが、7ページ、第一小学校の学校評価計画と、そして自己評価シートになっております。こちらは、昨年の6月ぐらいまでに校長が評価の観点等を、どのような形で評価をしていくのか、そして、指標を教職員と児童・生徒の改善という2点にわたって学校がみずから基準を定めております。そして、それに対して当初評価、中間評価、年間評価という形で評価した上で、A、B、Cというような評語を充てているところでございます。非常に細かくなっておるわけでございますが、この表自体はどの学校も同じでございます。ただし、どの項目をとるかについては、学校経営方針に基づいて強弱というか、濃淡がございまして。

この使い方ですが、各学校でもう既にあがっているところもあるのですが、ホームページにいち早く掲載している学校がございまして。校長先生方をお願いをして早くあげていただきたいということは言っております。そして、各学校だよりによって、この学校評価については、どの学校も特別号等をつくって御説明を保護者に対して広報しているところでございます。私は、平成19年から関わっているところでございますが、どの学校もそれぞれの形で評価をしていくということは、もう一般化して、これをつくることについては、特に何か異論があったり、困ったということはないのですが、次の段階で私が重要に思っていることはやはりわかりやすさだと思っております。非常に分量が多い学校があります。例を挙げると、第二中学校は非常に多くのものを評価していて、これはそれが悪いというわけでは私はないと思っておりますが、わかりやすさというのは量も関係すると思っておりますので、校長先生方に4月の校長会でこれを差し上げて、次の年度はある一定のページ数で、どの学校も同じページ数で評価ができないも

のかという提案をしたいというのが1つあります。そして、こちらはある意味では学校の1年間の記録にもなっておりますので、こういったものも礎にしながら、28年度の学校経営を校長先生方にしていただきたいというのが、2つ目の活用のところでございます。

以上でございますが、どうぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

教 育 長  
平 野 委 員

内容の説明は終わりました。何かございましたら、お願いします。

この学校評価に関しまして、各学校の校長先生、先生方に真摯に取り組んでくださったと思っております。それで、見せていただきまして、特に自己評価のところは、学校関係者、保護者も含めた学校関係者評価といえますか、アンケートをもとにしているところが結構あります。そのアンケートの回収率で、やはり信頼性というのは随分違ってくると思うのです。高いところでは、七小は96%、97%あったかと思えます。ほかは3校しか回収率が書いていなくてわからなかったのですけれども、五小が62%、でもこれも去年から見て20%アップしていますので、とても努力されたと思うのです。やはりアンケートの回収率を上げれば上げるほどデータの信頼性が出てくるのではないかなと思います。今後その回収率というのも少し念頭に置いていただけたら、もっと中身の濃いものができるのかなと思いました。

それと、中学校の仕事の一つとして卒業生一人一人を希望した進路に送り出すということがあると思うのですけれども、その進路に関する評価があまり出ていないのです。三中は、第一志望の合格率という形で出してくださいましたけれども、この冊子にまとめるまでにはまだその結果が出揃っていなかったのかと思いますけれども、生徒の進路状況も載せていただいてもいいのではないかと思います。

それと、これは感想ですけれども、どの学校も本当に読書率が上がってきています。本に親しむ時間をとってくださり、子どもたちからもたくさん本が読めてとてもよかったという声があるように、読書に対しては、大変効果が出てきていると思います。やはり司書を置いていただいた効果かなと思っております。できれば、司書を各学校へ常時配置というところに向けてまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと先ほどのアンケートですけれども、やはりアンケート回収率が高くなれば、それだけ保護者への学校理解が増すということですので、そこも再度お願ひしたいなと思っております。

以上です。

参事兼教育指導課長      ありがとうございます。今3点大きくいただきまして、4月の校長会で確実に校長に伝達して、よりよい学校経営に資するための学校評価を実現していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞ御指導をよろしくお願いいたします。

平野委員      お願いします。

教育長      ほかにごありますか。

坂本委員      こういった評価については、できるだけ学校外に発信していくというのが大事だということで、ホームページに載せている学校がもう既にあるようですけれども、全校でこれらについてはホームページで掲載することを御指導いただきたいと思います。その際ですけれども、先ほど参事がおっしゃったとおりだと思うのです。この細かい自己評価シートを見て、よくわかる、理解できるという保護者の方はそうは多くないと思います。ですから、これをもとにして、もっとわかりやすい形で発信してほしいのです。細かい数字を出せば事実を出しているかと、そんなことはないと思うのです。地域の方や保護者の方々に理解していただけるように、学校が自分たちの言葉でもって発信するのが大事だと思いますので、こういう表になれてくると、やっぱりつくるだけでマンネリ化してしまって、評価につながらなくなっていくと思いますので、何が問題だったのか、それに対してどう取り組もうとしているのか、その結果はどうだったのかという、そういう単純な組み合わせで構わないと思いますので、わかりやすい言葉で発信できるように、来年からしていただければと思います。

参事兼教育指導課長      ありがとうございます。特にマンネリ化という問題について私も市の教育委員会で示している分、心配をいつもしているところなのですが、坂本委員から教えていただいたとおり、簡単なA4、1枚で例えばわかりやすく発信できるかどうかを校長先生方に4月になったら改めてお願いしてみたいと思っております。

以上でございます。

教育長      ほかにごありますか。こうした学校評価については、仕組みとして随分取り組んできておりましたが、今回こうやってきちんと指導課で冊子にまとめてくれまして、また学校ごとにきちんとフォーマットを統一して、校長先生がこれに沿ってきちんと記載するようになります。問題は、坂本委員から御指摘があったように、これをどう総括的に課題認識して次年度へつなげていこうとするのか、それが学校経営方針でどれだけ見られるかといったようなことが、これとの整合性という意味では重要など

ころかなと考えております。また、平野委員から大変重要な御指摘があって、例えば生徒の進学のところでは第1志望の合格率みたいなところを第三中学校が出してきていますけれども、やっぱりこういったことは非常に大きな注目を得られる視点であろうかと思っておりますし、成果として、一つの判断材料としては非常に大きなところかなと思っておりますので、今参事からありましたように、校長には随時学校経営方針等の説明会、あるいは今後自己申告等の面接等で指導してまいりたいと考えております。随分進化して、手前みそになってしまいますが、かなりわかりやすく、その辺のところは整理できる状況にあると思っておりますので、より進んだ精度の高い評価、PDCAサイクルをきちんと確立していきたいと考えております。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。報告第10号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、報告第10号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第27、報告第11号、地域スポーツクラブ設立に向けた検討についてを議題といたします。スポーツ推進課長より内容の説明をお願いします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第27、報告第11号、地域スポーツクラブ設立に向けた検討について御報告申し上げます。

初めに、1の目的でございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、開催まで約4年半となりますが、市内におけるスポーツ活動をさらに推進する最大にして最後のチャンスであると考えております。この期間を契機と捉えまして、身近で、気軽に、誰でも参加できるような地域スポーツクラブの設立に着手し、文字どおり、地域、市民が主体となったクラブの立ち上げの働きを加速させ、いつでも、どこでも、誰でも、普段運動しない方でも気軽に体を動かすことのできるようなまちの実現を目指し、スポーツ環境の向上と東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成を図るため、実施しているものでございます。また、福生市スポーツ推進計画の中で目標としております平成33年度までに市民が週1日以上、スポーツ、運動を行うスポーツ実施率65%以上を目指してまいりたいと考えております。なお、参考までに平成27年度の市政世論調査では

この実施率は49.7%、約5割となっております。

このようなことを踏まえまして、福生市スポーツ推進審議会、池田会長より川越教育長宛てに福生市における地域スポーツクラブのあり方についての提言を2ついただきました。提言1として、福生らしいクラブの設置を目指すこと。現状といたしましては、未設置の自治体は、市部では4自治体だけと記載がありますが、この2月に武蔵野市と清瀬市にできまして、現在は福生市と国立市の2市のみとなっております。

次に、提言2といたしまして、設立を検討する組織を行政が主導して速やかに設立することです。担当課といたしましても、この提言に基づき早速、地域スポーツクラブの設立検討委員会を発足し、スポーツクラブ設立に向け検討していきたいと考えておるところでございます。

設立検討委員会設置要綱案でございます。第2条の所掌事務でございますが、必要な事項を調査、検討し、その結果を福生市教育委員会に報告するとしております。第3条には委員の記載がございます。メンバーは、スポーツ、健康、学校、青少年、町会、商工会、老人クラブ等の代表者を予定しております。任期につきましては、第6条で所掌事務の終了をもって満了と考えております。

今後のスケジュール案でございますが、4月7日の庁議で報告いたしまして、5月1日号広報で公募市民の募集、6月には第1回の設立検討委員会を開催、計3回ほどの会議を予定し、進めてまいりたいと考えております。なお、設立に向けての報告書がまとまり次第、準備委員会に改め、より実務的な準備に移行したいと考えております。

その他ですが、以上のような取組と並行しまして、オリパラにかかわる具体的な取組につきましても、企画調整課とスポーツ推進課が中心となり、事前キャンプ候補地への取組や、ソフトボールやブラインドサッカーなど、オリパラ種目にかかわるイベント等を行い、引き続き機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

教 育 長  
平 野 委 員

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

この検討委員会の委員の構成なのですが、先ほど福生のスポーツ推進計画の中でも、いつでも、どこでも、誰でもという、そんな言葉が入っておりまして、今、幼児のスポーツ教室というのも盛んになっております。本市の体育館でも行われておりますので、そういうものに関わっていらっしゃる方とか、保育園、幼稚園、幼児教育等の関係者の方も入って

いただいてもいいのかなと思います。そうすると、赤ちゃんからお年寄りまでみんな含まれているという印象が持たれます。

スポーツ推進課長 確かにおっしゃるとおりでございますので、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。報告第11号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、報告第11号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第28、その他報告事項についてを説明願います。まず、最初に平成28年度組織改正について、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長 それでは、資料の113ページをお願いしたいと思います。平成28年度組織改正につきまして説明申し上げます。

効率的な業務執行及びさまざまな行政課題に対応するため、平成28年4月1日付で組織改正が予定されています。組織改正の視点でございますが、中心市街地活性化の支援、職員定数の適正化及び欠員の解消、社会福祉法人等指揮関係、指導監督体制の準備、特別支援教育体制の充実でございます。組織改正部署は資料に記載のとおりでございます。

114ページをお願いいたします。6の教育部では教育支援課、個別教育支援係では特別支援教育体制の充実を図るため、任期つき職員となりますが1名を増員します。また、現在、生涯学習推進課長は部長が兼務をしておりますが、欠員の解消を図るため1名の増員となります。

115ページ以降は、福生市全体の組織の新旧対照表となります。教育部につきましては、120ページに記載がございます。改正後の新たな組織となりまして、職員数でございますが、現在72名から74名となりまして、2名の増員となります。また、福生市全体では正規職員は372名から376名になりまして、4名の増員となるものでございます。

以上でございます。

教 育 長 この案件につきましては、本来、先日の臨時会において人事案件について諮らせていただきましたけれども、それ以前にお出しする必要があったと思っております。前後いたしまして、大変申し訳ございません。このような形で検討がなされ、4月1日付で発令される予定でございます。よろしいでしょうか。



よろしいですか。それでは、続きまして、平成28年度図書館特別整理日の実施について、図書館長お願いいたします。

図書館長 それでは、121ページをお願いいたします。その他報告2資料になります。

平成28年度図書館特別整理日の実施について御説明いたします。まず、休館期間でございますが、中央図書館は平成28年9月21日火曜日から10月2日日曜日の6日間です。なお、2階学習室及び郷土資料室につきましては、通常どおり開館を予定しております。わかぎり、わかたけ、武蔵野台図書館におきましては、平成28年10月4日火曜日から10月6日木曜日の3日間となります。

作業内容でございますが、所蔵いたします蔵書の点検作業、開架資料の書架移動、書庫の整理、書架移動、資料整理、廃棄処理などを予定しているところでございます。休館に当たりましては、広報、ホームページ、館内ポスター、チラシなどによりまして周知をしまいたいと考えております。

以上で、図書館特別整理日の報告とさせていただきます。

教育長 以上でございますが、何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。その他報告はほかにございせんか。委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

私からですが、4月1日の学校関係の辞令伝達なのですが、次第の中に国歌斉唱、福生市の歌と入っているのですけれども、これは前も福生市の歌はやっていたか。

参事兼教育指導課長 これまではございませんでしたが、昨年度校長会からお話がありまして、全校の卒業式、入学式で福生市の歌を歌っています。初任者、そして転入の職員に対して、まず福生市の歌を歌う、テープを流すほうがいいのではないのでしょうかという御提案がございまして、それで教育指導課のほうでそのような案をつくってしまいました。

教育長 ということは、これはテープを流すということですね。まず聞いていただく、御紹介を申し上げるということですね。

平野委員 みんなで歌わないのですか。

教育長 もちろん出席者の中で歌える方は歌っていただくのですが、少ないかなと思いました。歌詞入りのテープを流すということですか。

参事兼教育指導課長 説明が至らずに申しわけありません。今回は、必置主任の辞令伝達が行われますので40名程度、要するに現福生市の職員がその会場にあります。

歌詞つきの曲を流すのですが、皆さんにも御唱和いただこうと思っております。大変失礼いたしました。

教 育 長 　　ぜひ御唱和いただければと思います。

平 野 委 員 　　学校の先生方も、特に小学校の先生ですが、学校で3番目まで歌っていらっしゃるのですね。歌詞を見ないで歌っていらっしゃる先生もたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういうお姿を見ていただきたいなと思います。

教 育 長 　　次第については、このままということによろしいでしょうか。

それから、1点、先ほど学校評価の中で、提出先が教育委員会というのと福生市長というのとございましたので、訂正方お願いいたします。

参事兼教育指導課長 　　申しわけありません。

教 育 長 　　委員皆様からほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、その他報告事項終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして平成28年第3回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後5時15分 閉会